



(第1面)

		産業廃棄物処理計画書		平成26年 6月26日	
鳥取県知事 平井 伸治 様		提出者			
		住所		鳥取県鳥取市古市185番地	
		氏名		三洋製紙株式会社	
		取締役		高橋 亨仁	
					
		電話番号		0857-23-7131	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。					
事業場の名称		三洋製紙株式会社			
事業場の所在地		鳥取県鳥取市古市185番地			
計画期間		平成26年4月1日～平成28年3月31日			
当該事業場において現に行っている事業に関する事項					
①事業の種類		紙製造業			
②事業の規模		1,046,900万円(平成25年4月～平成26年3月)			
③従業員数		123名(平成26年4月1日現在)			
④産業廃棄物の一連の処理の工程		別紙1の通り			

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2-1、別紙2-2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量		
	(これまでに実施した取組) 別紙3の通り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量		
	(今後実施する予定の取組) 別紙3の通り		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4の通り
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙4の通り

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙5の通り		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙5の通り		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙6の通り		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙6の通り	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

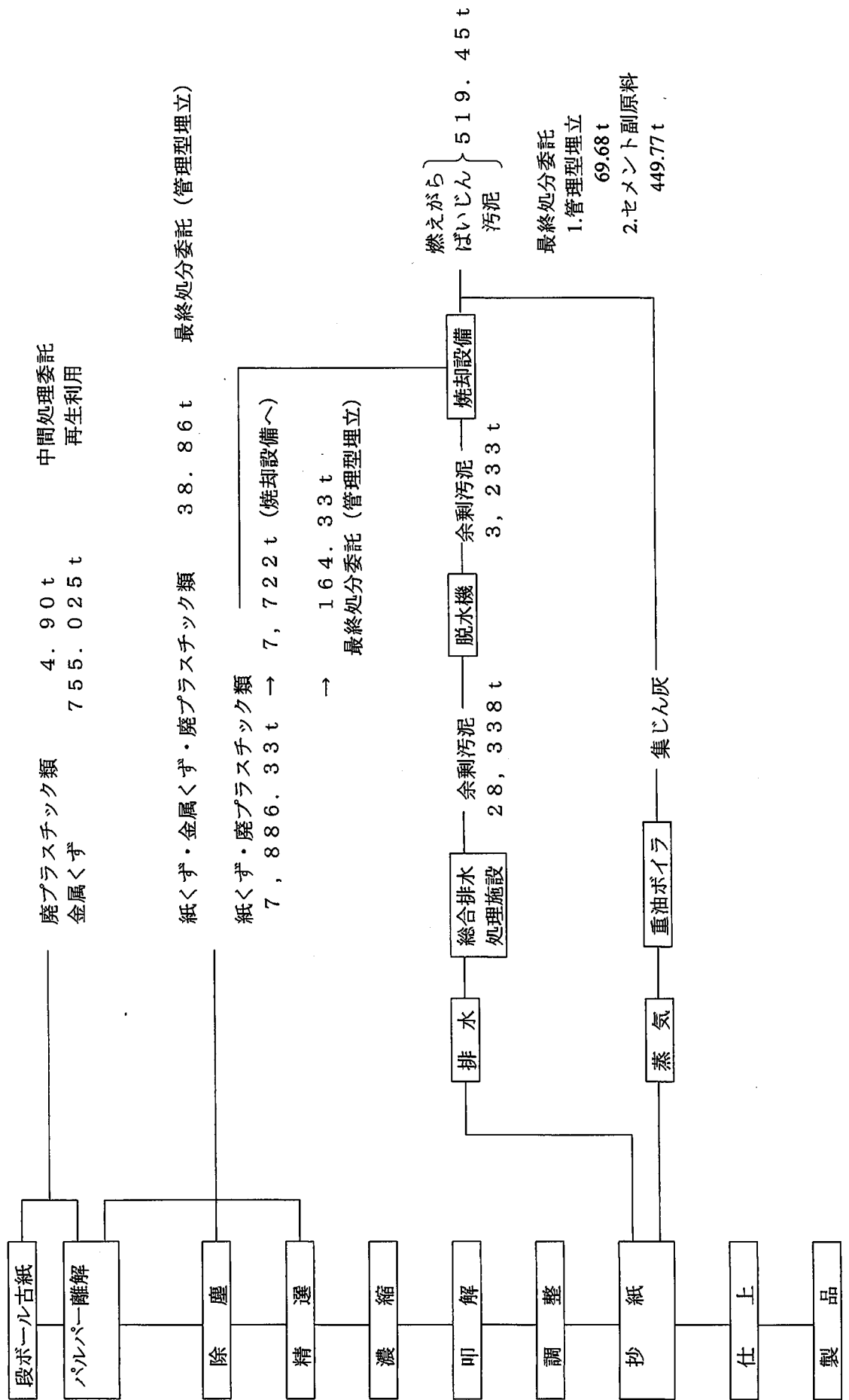
紙の製造工程、廃棄物発生工程及び廃棄物処理工程の概要

平成25年4月～平成26年3月実績

別紙1

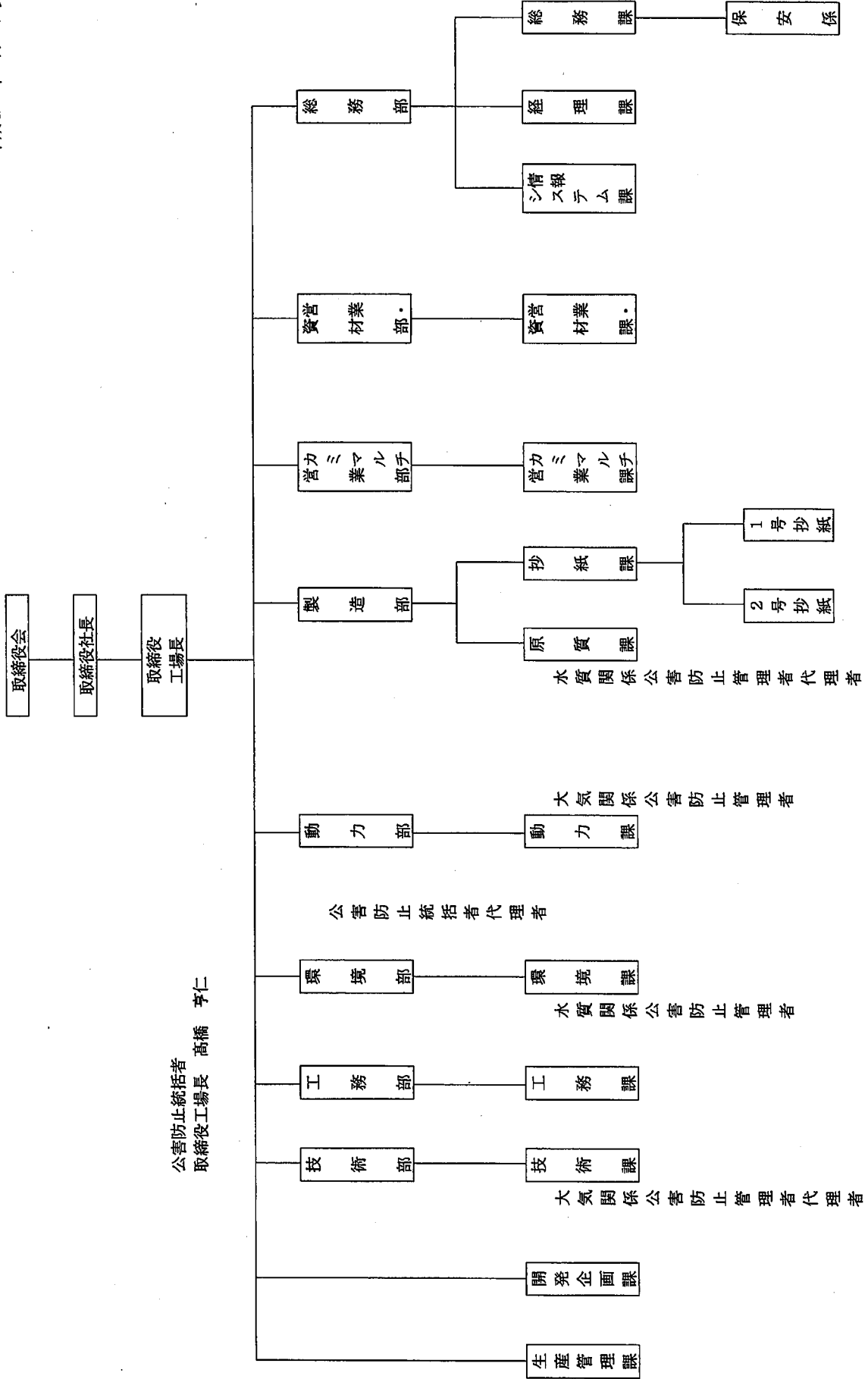
[廃棄物処理工程]

[廃棄物発生工程]



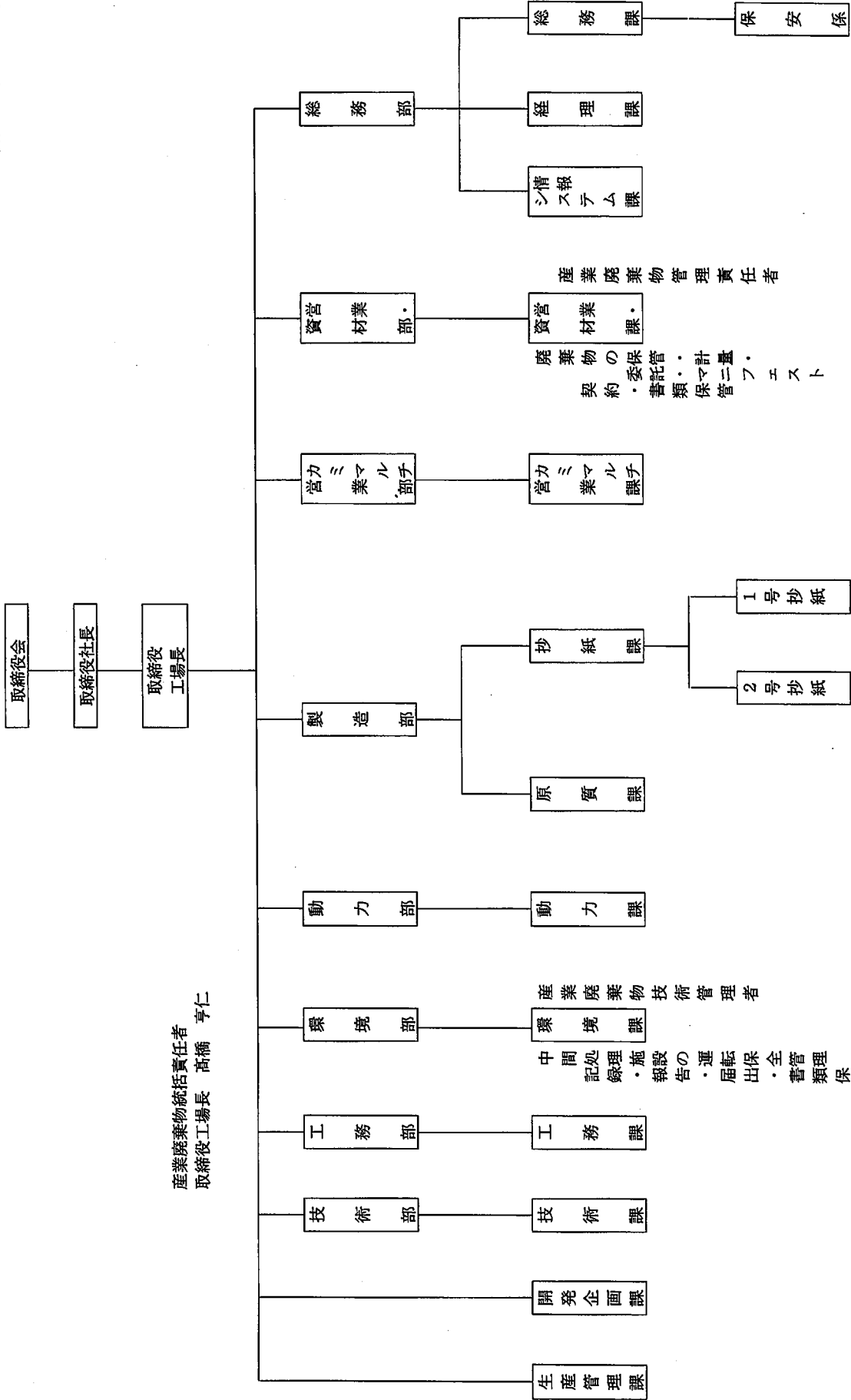
会社組織及び公害防止管理体制

平成26年4月1日現在



平成26年4月1日現在

産業廃棄物管理組織図



産業廃棄物統括責任者
取締役工場長 高橋 亨仁

産業廃棄物管理責任者
資営材業課
廃棄物の
契約・委託
書類保管
マ
計
量
フ
エ
ス
ト

産業廃棄物技術管理者
環境課
中間処理・施設
記録・報告
の
運
転
保
全
管
理
届
出
書
類
保
管

◎ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(平成25年度)実績】																			
産業廃棄物の種類	汚泥	混合廃棄物(紙くず・廃プラスチック類)	混合廃棄物(紙くず・廃プラスチック類・金属くず)	廃プラスチック類(基盤付き)	廃プラスチック類	廃プラスチック類(基盤付き)	金属くず	ガラス・陶磁器くず	ガラス・陶磁器くず(蛍光灯管)	廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず	がれき類	紙くず	廃油	混合廃棄物(廃油・廃プラスチック類)	木くず	廃アルカリ	混合廃棄物(廃プラスチック類・金属くず)	微量PCB汚染物	
①現状	28338	7886.33	38.86	4.9	0.35	1.695	10.5	0.145	1.85	39.63	0.15	9.1584	0.36	4.40	1.5707	51.98	1.275		
これまでに実施した取組	排水処理の安定化をはかり、汚泥の発生抑制を行う。	古紙中の不純物が増加傾向にあり困難である。設備工程の改善等を推進してきた。	古紙中の不純物が増加傾向にあり困難である。設備工程の改善等を推進してきた。	古紙中の不純物として除外されるものは抑制困難。	工場内より発生するが、抑制困難。	分別(選別)により、金属原料として売却する。	工場内より発生するガラス類。素材の変更を検討。	使用後の蛍光灯管であり、抑制困難。	工場内より発生するパッキン類であり、素材の変更をしてきた。	工場内コンクリート破砕物などであり抑制困難。	リサイクル可能な紙である。抑制困難。	メンテナンス時発生。	メンテナンス時発生。	木製品の受入れを抑制し、受け入れたものについては再使用してきた。	単発的に発生。	単発的に発生。	単発的に発生。	廃棄時に発生。	
②計画	28000	8000	40	5	1	3	5	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
今後実施する予定の取組	排水処理の安定化をはかり、汚泥の発生抑制を行う。	困難であるが、設備工程の改善等により、廃棄物の発生抑制を推進していく。	困難であるが、設備工程の改善等により、廃棄物の発生抑制を推進していく。	今後も抑制困難。	今後も抑制困難。	今後も分別(選別)により、金属原料として売却する。	今後も素材の変更を検討。	今後も抑制困難。	今後も素材の変更を推進していく。	今後も抑制困難。	今後も抑制困難。	今後も抑制困難。	今後も抑制困難。	再使用によるリサイクル化を推進していく。	今後の発生は少ないと思われる。	今後の発生は少ないと思われる。	今後の発生は少ないと思われる。	今後の発生は少ないと思われる。	

【目標】

◎ 産業廃棄物の分別に関する事項

分別している産業廃棄物の種類	汚泥	混合廃棄物(紙くず・廃プラスチック類)	混合廃棄物(紙くず・廃プラスチック類・金属くず)	廃プラスチック類	廃プラスチック類(基礎付き)	金属くず	ガラス・陶磁器くず	ガラス・陶磁器くず(蛍光灯管)	廃プラスチック類、ガラス・陶磁器くず	がれき類	紙くず	廃油	混合廃棄物(廃油・廃プラスチック類)	木くず	廃アルカリ	混合廃棄物(廃プラスチック類・金属くず)	微量PCB汚染物
①現状																	
分別に関する取組				古紙中の不純物(金属くず)を金属原料として売却。													
今後分別する予定の産業廃棄物の分別に関する取組																	

プラスチックの細包用金属等を金属原料として売却。

分別(運別)により、金属原料として売却する。

分別(運別)により、単質珪化、珪量化を推進する。

